

農業信用保証保険支援総合事業実施要綱の農林水産省経営局金融調整課長が別に定めるものについて

〔 令和5年3月31日4経営第3236号
農林水産省経営局金融調整課長通知 〕

農業信用保証保険支援総合事業実施要綱（令和5年3月31日付け4経営第3014号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別記1及び別記2の規定に基づき農林水産省経営局金融調整課長が別に定めるものを下記のとおり定めたので、通知する。

記

- 1 実施要綱別記1の第2第1項の（2）及び（3）の資金に関する要件
新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）又はコロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響により、経営に影響が発生していること。
- 2 実施要綱別記1の第3の（1）、第3の（2）のイ及びウの事業に関する要件
 - ① 平成28年熊本地震による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの（平成29年度までに保証契約を締結したものに限り。）
 - ② 平成30年6月28日から7月8日までの間の豪雨及び暴風雨による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長（平成30年7月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成30年7月14日政令第211号）で定める地区に限る。）から受けたもの（令和元年度までに保証契約を締結したものに限り。）
 - ③ 令和元年台風第19号による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長（令

和元年台風第 19 号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和元年 10 月 18 日政令第 129 号）で定める地区に限る。）から受けたもの（令和 2 年度までに保証契約を締結したものに限る。）

④ 資金を必要とする農業者であって、新型コロナウイルス感染症又はコロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響により、現に農業粗収益（法人にあつては、農業売上高（以下同じ。））、所得率（農業所得（法人にあつては、経常利益）を農業粗収益で除したものをいう。）又は純利益額が前期に比し悪化していることを影響状況確認表（別記様式）で融資機関が確認できたもの（実施要綱別記 1 の第 2 第 1 項の（1）の資金及び実施要綱附則第 2 項による廃止前の農業信用保証保険基盤強化学業実施要綱（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 経営第 3413 号農林水産事務次官依命通知。以下「旧基盤強化要綱」という。）第 2 の 1 の（3）に規定する併せ貸しは、令和 4 年度までに保証契約を締結したものに限る。）

⑤ 資金を必要とする農業者であって、新型コロナウイルス感染症による経営環境変化に対応して、新たに取り組む販路拡大や省力化等の反転攻勢に係る計画を作成し、その計画の達成が見込まれると融資機関が確認できたもの（令和 4 年度までに保証契約を締結したものに限る。）

⑥ 令和 2 年 7 月 3 日から同月 31 日までの間の豪雨による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長（令和 2 年 7 月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和 2 年 7 月 14 日政令第 223 号）で定める地区に限る。）から受けたもの（令和 3 年度までに保証契約を締結したものに限る。）

⑦ 令和 6 年能登半島地震による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの

3 実施要綱別記 1 の第 3 の（1）のア及び第 3 の（2）のイの（ア）に規定する算式に適用する推定事故率及び推定回収率

対象の区分	推定事故率	推定回収率
-------	-------	-------

記の2の①	6.0%	56.0%
記の2の②	2.2%	19.6%
記の2の③	5.0%	57.0%
記の2の④ 実施要綱別記1の第2第1項の(1)の資金	5.0%	58.0%
記の2の④ 実施要綱別記1の第2第1項の(2)及び(3)の資金	20.0%	28.0%
記の2の⑤	2.2%	19.6%
記の2の⑥	5.0%	58.0%
記の2の⑦	5.0%	58.0%

4 実施要綱別記1の第3の(2)のアの事業に関する要件

- ① 平成27年9月7日から同月11日までの間の暴風雨及び豪雨による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの(平成28年度までに保証契約を締結したものに限る。)
- ② 平成28年熊本地震による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの(平成29年度までに保証契約を締結したものに限る。)
- ③ 平成28年8月16日から9月1日までの間の暴風雨及び豪雨による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの(平成29年度までに保証契約を締結したものに限る。)
- ④ 平成29年6月7日から7月27日までの間の豪雨及び暴風雨による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの(平成29年度までに保証契約を締結したものに限る。)
- ⑤ 平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの(令和元年度まで)

に保証契約を締結したものに限る。)

- ⑥ 平成30年9月28日から10月1日までの間の暴風雨による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの（令和元年度までに保証契約を締結したものに限る。)
- ⑦ 令和元年8月13日から9月24日までの間の暴風雨及び豪雨による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの（令和2年度までに保証契約を締結したものに限る。)
- ⑧ 資金を必要とする農業者であって、新型コロナウイルス感染症又はコロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響により、現に農業粗収益（法人にあつては、農業売上高（以下同じ。））、所得率（農業所得（法人にあつては、経常利益）を農業粗収益で除したものをいう。）又は純利益額が前期に比し悪化していることを影響状況確認表（別記様式）で融資機関が確認できたもの（実施要綱別記1の第2第1項の（1）の資金及び旧基盤強化要綱第2の1の（3）に規定する併せ貸しは、令和4年度までに保証契約を締結したものに限る。)
- ⑨ 資金を必要とする農業者であって、新型コロナウイルス感染症による経営環境変化に対応して、新たに取り組む販路拡大や省力化等の反転攻勢に係る計画を作成し、その計画の達成が見込まれると融資機関が確認できたもの（令和4年度までに保証契約を締結したものに限る。)
- ⑩ 令和2年5月15日から7月31日までの間の豪雨による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの（令和3年度までに保証契約を締結したものに限る。)
- ⑪ 令和3年8月7日から同月23日までの間の暴風雨及び豪雨による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの（令和4年度までに保証契約を締結したものに限る。)
- ⑫ 令和4年9月17日から同月24日までの間の暴風雨及び豪雨による被害

を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの（令和5年度までに保証契約を締結したものに限る。）

- ⑬ 令和5年5月28日から7月20日までの間の豪雨及び暴風雨による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの
- ⑭ 令和5年8月12日から同月17日までの間の暴風雨による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの
- ⑮ 令和6年能登半島地震による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの

5 実施要綱別記2の第2第2項の農林水産省経営局金融調整課長が別に定めるもの

人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知）2（1）の実質化された人・農地プラン（同通知3により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン及び同通知4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる同種取り決め等を含む。）

附 則（令和5年3月31日付け4経営第3236号）

- 1 この通知は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、農業信用保証保険基盤強化事業実施要綱の農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件及び推定事故率等について（平成27年8月28日付け27経営第1335号農林水産省経営局金融調整課長通知）、農業近代化資金保証料助成金交付事業実施要綱第2の2の農林水産省経営局金融調整課長が別に定めるものについて（令和4年4月1日付け3経営第3249号農林水産省経営局金融調整課長通知）及び農業経営継承保証保険支援事業実施要綱第2の5及び第3の2の（1）の①の農林水産省経営局金融調整課長が別に定めるものについて（令和2年4月1日付け元経営第3281号農林水産省経営局金融調整課長通知）は、廃止する。
- 3 2による廃止前の農業信用保証保険基盤強化事業実施要綱の農林水産省

経営局金融調整課長が別に定める要件及び推定事故率等について、農業近代化資金保証料助成金交付事業実施要綱第2の2の農林水産省経営局金融調整課長が別に定めるものについて及び農業経営継承保証保険支援事業実施要綱第2の5及び第3の2の(1)の①の農林水産省経営局金融調整課長が別に定めるものについてに基づき実施している事業に対する同通知の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和5年8月25日5経営第1301号)

この通知の改正は、令和5年8月25日から施行し、令和5年5月28日から適用する。

附 則 (令和5年10月6日5経営第1564号)

この通知の改正は、令和5年10月6日から施行し、令和5年8月12日から適用する。

附 則 (令和6年1月25日5経営第2464号)

この通知の改正は、令和6年1月25日から施行し、令和6年1月1日から適用する。

附 則 (令和6年3月29日5経営第3222号)

この通知の改正は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式

影響状況確認表

農業協同組合	}	御中
信用農業協同組合連合会		
農林中央金庫 支店		
銀行 支店		
信用金庫 支店		
信用協同組合 店		

年 月 日

住所

氏名

該当するすべての項目に チェック	<input type="checkbox"/> 農業経営に対する新型コロナウイルス感染症の影響 <input type="checkbox"/> 農業経営に対する原油価格・物価高騰等の影響	
農業経営に対する影響の 状況	(可能な限り具体的に記載ください。)	
いずれかの状況 (注)	前年同期間 (年 月 ~ 年 月)	確認期間 (年 月 ~ 年 月)
<input type="checkbox"/> 農業粗収益		
<input type="checkbox"/> 所得率		
<input type="checkbox"/> 純利益額	(%、千円)	(%、千円)
確認結果 (融資機関が記入する)	適 ・ 否	

(注) 記載にあたっては次を参考にしてください。

個人の場合は所得税青色申告決算書(農業所得用)の損益計算書及び確定申告書(Bの第一表)、法人の場合は法人税申告書添付の損益計算書から、それぞれ次の数値を記載してください。

	個人	法人
農業粗収益	収入金額計(⑦)	売上高合計(※)
所得率	所得金額(⑳) ÷ 収入金額計(⑦)	経常利益 ÷ 売上高合計(※)
純利益額	所得金額(⑳) - 申告納税額(㉑)	税引後当期純利益

※農業部門の売上高が明確に把握できる場合は、当該売上高とすることができる。

(留意事項)

農業粗収益、所得率又は純利益額の状況について、融資機関は決算書等により確認すること。